

# 障害者の権利の保護及び推進に関する法律

## 第1章

### 総則

#### 第1条

本法は、カンボジア王国内の障害者の権利を保護し、推進することを目的とする。

#### 第2条

本法の目的は、以下のとおりである。

- 障害者の権利及び自由を守ること。
- 障害者の利益を守ること。
- 障害者に対する差別を防止、低減、解消すること。
- 障害者が社会活動に万全で平等に参加できることを確保するための身体及び精神のリハビリテーション並びに職業訓練を実施すること。

#### 第3条

本法の適用範囲は、カンボジア国内の障害者及び障害者に関連したあらゆる活動である。

#### 第4条

本法において使用される主要な用語は、以下のとおり定義される。

- **障害者**とは、何らかの身体又は精神の機能の欠損、損失又は損傷の結果、その日常生活若しくは活動に支障を来している者をいい、かかる障害とは、身体、視覚、聴覚若しくは知能の障害、精神障害その他克服し難い水準に至ったあらゆる種類のものである。
- **公共施設**とは、国家、公共団体、民間のいずれが所有するかにかかわらず、広く一般に公開されサービスを提供するあらゆる施設、場所、建物及び交通手段をいう。例えば、省庁、機関、役場、道路、娯楽文化施設、スポーツ施設、保養施設、教育機関、ホテル、病院、保健施設、レストラン及び公共交通網である。
- **公立教育機関**とは、あらゆる年齢の生徒に教育及び訓練を授ける公立学校をいう。公立教育機関には、保育園に始まるあらゆる段階の教育機関が含まれる。
- **私立教育機関**とは、あらゆる年齢の生徒に教育及び訓練を授けることを承認された民間等の組織が運営する学校をいう。

## 第2章 障害活動評議会及び障害者権利管理室

### 第5条

障害活動評議会は、障害に関する問題について国内調整と助言を行う機構として「DAC」の略称で設立されるものとする。

### 第6条

障害活動評議会は、以下の職務を遂行する。

- 障害及びリハビリテーションの課題についての技術的助言を提供すること。
- 障害及びリハビリテーションに関連した政策、国家計画及び戦略の作成に当たり関連省庁、機関及び組織を補佐すること。
- 障害及びリハビリテーションの課題に関連した政策、法律その他の規制の実施を推進すること。
- 障害の課題に関連する政策、法律その他の規制の改定、追加又は変更を提案すること。
- 障害の課題に関連する政策、国家計画、法律及び規制の実施状況を監視し評価すること。
- 経験を交換して内外からリソースを募るため、地域社会及び国際社会と情報交換を行うこと。

### 第7条

障害活動評議会は、以下の者で構成される。

- 議長として社会問題を所管する大臣又はその代理者。
- 関係省庁及び機関の代表者。
- 障害者団体の代表者。
- 障害者に役務を提供する組織、雇用者及び非政府組織の代表者。

障害活動評議会の組織及び機能は、政令で定める。

### 第8条

社会問題を所管する大臣は、リハビリテーション局の下部組織である障害者権利管理室を設置するものとする。

### 第9条

社会問題を所管する省は、障害者福祉についての市民の認識を高め、並びに障害者が経済、社会、文化その他の活動に参加することを奨励することを目的として、関連の省庁、機関及び組織と協力しながら、カンボジア障害者デー及びカンボジア障害者のためのスポーツデーを企画する職責を有する。

カンボジア障害者デー及びカンボジア障害者のためのスポーツデーは、毎年12月3日に開催される国際障害者デーと同じ日に開催されるものとする。

### 第3章 生計

#### 第10条

国は、国家の経済状況に合わせて障害者の生計を向上させるための適切な注意を必要に応じて払わなければならない。

#### 第11条

国は、民間セクター及び社会団体の市民及び篤志家の障害者支援活動への参加を奨励するために必要な措置を講じなければならない。

#### 第12条

国は、以下に該当する障害者を支援するための政策を策定し、年間予算を割り当てなければならない。

- 重篤な障害があり、極度に貧しく、支援を受けていない者。
- 高齢であり、極度に貧しく、支援を受けていない者。
- 重大な事故に遭い、極度に貧しく、支援を受けていない者。

国は、障害者を地域社会に組み入れるための年間予算を確保しなければならない。

#### 第13条

障害者の親及び保護者は、以下を行わなければならない。

- 障害者の法的権利及び利益を保護すること。
- 障害者の良好な介護の責任を負うこと。
- 障害者が自らの人生に希望を抱いて生活する動機付けを行うこと。

障害者のネグレクト、搾取及び遺棄は、禁止される。

### 第4章 身体及び精神のリハビリテーション、医療及び予防

#### 第14条

国は、障害者がその潜在能力を発揮し、社会においてその能力と才能を十分に行使することができることとなるよう、身体及び精神のリハビリテーション用プログラムを作成しなければならない。

## 第15条

国は、以下を自ら設置し、並びに社会団体及び民間セクターによる以下の設置を奨励しなければならない。

- 身体及び精神のリハビリテーション施設。
- 義肢装具士及び視能訓練士の養成学校。
- 障害者用補助機器を提供する身体リハビリテーション施設の需要を満たす十分な供給を確保できる整形外科用装備品製造者。

身体及び精神のリハビリテーション施設並びに整形外科用装備品製造業者の施設の設置は、社会問題を所管する大臣による省令で定める。

## 第16条

社会問題を所管する省は、保健の所管省と協調して以下の事項を行わなければならない。

- 医療技術学校における理学療法及び精神面のリハビリテーションについての訓練プログラムを策定すること。患者が障害者となることを防止するための訓練プログラムを各病院で実施すること。
- 特定の種別の障害の介護の方法及びリハビリテーションについての訓練を、障害のある者がいる家族、障害者、及びボランティアに対して提供し、障害者及び身体上又は精神的障害者のリハビリテーションにあたる家族がそれらを実行できるようにすること。
- 地域で運営するリハビリテーション・サービス、相談サービス及び精神面及び知的障害のある障害者への治療を拡大すること。

## 第17条

国は、以下に記載する事項を通じ、すべての国民に対する障害予防のプログラムを確立しなければならない。

- 妊娠中の母体の健康管理。
- 障害を引き起こす疾病の経過観察と診断を適切なタイミングで行うこと。
- 障害を予防するワクチン接種その他医薬品の提供。
- 栄養管理プログラムの提供。
- 障害の原因についての教育及び研修の提供。
- 適切なタイミングでの医療処置と身体のリハビリテーション。

## 第18条

関連する所管の官庁及び機関は、障害者に利益をもたらす効果がある社会、経済及び文化の開発計画への障害者の参加を促進しなければならない。関連する省庁及び機関は、障害者のニーズをそれらの開発プログラムに取り込まなければならない。

## 第19条

重篤な障害があり、極めて貧困な状態にあって支援を受けていない障害者のサポート、医療サービス、治療及び身体のリハビリテーションについては、政令で定める。

## 第20条

障害の種別及び重大性に関する分類は、社会問題及び保健の各所管大臣による合同省令で定める。

退役軍人の障害の種別及び重大性に関する分類の決定には、国防を所管する大臣も参加する。

## 第5章

### 公共施設のアクセシビリティ

## 第21条

すべての公共施設は、例えば、段差の解消、浴室における手摺り及び標識設置等、あらゆる種類の障害者にとってのアクセスの容易性を確保しなければならない。

## 第22条

公共施設の建設計画、建設工事及び建設工事の検査を承認する所管省庁は、本法第21条で規定された障害者のためのアクセスの容易性を確保しなければならない。

## 第23条

公共施設のアクセシビリティ又は障害者のための移動方法に関しての体制は、社会問題を所管する大臣と関連する省庁又は機関の所管大臣の合同省令で定める。

## 第24条

障害者は、運転免許を取得する権利を有する。障害者の運転能力及び障害者用の車両の種別については、公共事業・運輸及び保健の各所管大臣の合同省令で規定されるものとする。

## 第25条

公共事業・運輸を所管する省は、障害者に対し、車両登録カード及び特別運転免許を発行するものとする。

車両を運転する障害者は、運転免許又は車両登録カードを他の者が視認できるよう車両の内側に提示することができる。

障害者は、障害者用駐車区画に駐車する場合には、車両内において当該カードを表示しなければならない。

この権利及び優先取扱を得るための不正な手段、偽造及び手続の濫用は禁止される。

## 第26条

駐車場施設のあるすべての公共施設は、障害者のための特別な駐車区画を整備しなければならない。

浴室のあるすべての公共施設は、障害者のための浴室を整備しなければならない。

障害者の駐車区画に関しての体制は、公共事業・運輸を所管する大臣の省令で定める。

## 第6章 教育

### 第27条

障害のあるすべての児童及び生徒は、公立及び私立の教育機関に入学する権利を持ち、また、他の児童及び生徒と同様に奨学金を受ける権利を持つものとする。ただし、これと異なるその他の規定が適用される場合はこの限りでない。

### 第28条

国は、以下に記載する事項を始めとした児童及び生徒の教育に関する政策及び国家戦略を策定しなければならない。

- 障害のある児童及び生徒の統合教育を最大限可能な限り推進すること。
- 障害のある児童及び生徒が必要とする内容に対応した特別学級の設置。

### 第29条

教育の所管省は、障害のある児童及び生徒にアクセスが容易な施設環境を提供するため、以下の事項に関する教育機関のためのプログラムを策定しなければならない。

- 校舎、教室その他学習の場。
- 手話及び点字。
- 障害の種類に対応した教育技術及び教授法。
- 障害のある児童及び生徒を補助する教材その他設備。
- 障害のある児童及び生徒それぞれの現実のニーズに対応した教師、教授その他の者のための研修及び授業の資料。

### 第30条

教育の所管省は、障害のある児童及び生徒の教育上のニーズに特別な配慮をしなければならない。

障害のある児童及び生徒で貧困家庭にある者及び障害のある退役軍人は、あらゆる

段階の公立教育機関において無償の教育を受け教科書及び教材を利用する権利を持つものとする。

私立教育機関は、障害のある児童及び生徒並びに障害のある退役軍人の学費、教材及び文房具についての特待割引を提供しなければならない。

学費及び文房具の割引については、社会問題及び教育を所管する各大臣の合同省令で定める。

### 第 31 条

教育の所管省は、障害の原因、障害予防及び障害者の価値についての感性を高める教育をメインストリーム教育（障害者を普通クラスに組み入れる教育）のプログラムに組み入れなければならない。

教育の所管省は、教員及び教授の障害についての知識及び障害のある児童及び生徒への指導方法を発展させる教育学上の研修プログラムを準備しなければならない。

### 第 32 条

情報分野の所管省は、障害者との連帯、障害者の権利についての理解及び遵守を強化するため、障害及び障害者の権利についての市民の意識を高める情報を国営の媒体を通じ、無償で広めなければならない。

民間のメディア・ネットワークは、前項の取り組みに積極的に貢献する特別な推進項目を準備しなければならない。

## 第 7 章 雇用及び職業訓練

### 第 33 条

特定の職業についての職務、役割及び責任を果たすために必要な資格を持ち適性を備えた障害者は、公務員、労働者、雇用者、実習生又はインターンとしての雇用を含め、差別なく雇用される権利を有する。

### 第 34 条

雇用される労働者及び雇用者を募集する事業法人は、適切に設定された割合に応じて本法第 33 条で規定された障害者を雇用しなければならない。

割合の設定は、社会問題、労働及びカンボジア開発評議会を所管する各大臣が起案する政令で定める。

### 第 35 条

採用する公務員を募集する省庁及び国家機関は、適切に設定された割合に応じて本

法第 33 条で規定された障害者を雇用しなければならない。

割合の設定及び採用手続は、政令で定める。

### 第 36 条

事業法人は、社会問題及び労働を所管する各省に対し、その労働者／雇用者並びに適正に設定された割合に応じた障害のある労働者／雇用者の総数を定期的に報告しなければならない。

### 第 37 条

本法第 34 条で規定された義務を達成できない事業法人は、障害者基金に対し課徴金を支払わなければならない。

課徴金の単価は、社会問題、経済財政及びカンボジア開発評議会を所管する各大臣らが起案する政令で定める。

### 第 38 条

事業法人は、労働者、雇用者、実習生又はインターンとしての雇用に応募する障害者のために合理的基準に照らして相当な収容施設を、当該収容施設が過剰な負担となる場合を除き、準備しなければならない。

### 第 39 条

国は、障害者のための職業訓練機関の設置に適切に配慮しなければならない。

教育、訓練、技術及び職業訓練のための国営、私営その他の組織による施設は、適切に設定された割合に応じた障害者に対する訓練機会又は障害のある貧困者若しくは障害のある退役軍人に対しての無償の訓練機会のいずれかを提供しなければならない。

設定される割合は、社会問題及び職業訓練を所管する各大臣らによる合同省令で定める。

### 第 40 条

国営、私営その他の組織による訓練、技術及び職業訓練の施設は、応募者、実習生又はインターンである障害者用の、合理的基準に照らして相当な収容施設を準備しなければならない。ただし、当該収容施設が過剰な負担を招く場合は、この限りでない。

### 第 41 条

国営、私営その他の組織による教育、訓練、技術及び職業訓練の施設は、正規の詳細な訓練カリキュラムを持つものとし、事前に障害者に対して案内することとする。カリキュラムは、効果的な実施を確保するため管轄する機関に提出されるものとする。

## 第8章 優遇措置

### 第42条

国は、減税その他合法的な優遇措置を通じ、障害者個人及び障害者の家族、共同体、職業、事業及び工芸品作業場を支援するものとする。

### 第43条

国は、本法第7章で規定されたとおり、適切に設定された割合に応じて若しくはそれ以上に障害者を雇用する又は受け入れている雇用主及び教育、訓練、職業訓練施設に対し、税務上その他合法的な優遇措置を提供しなければならない。

## 第9章 選挙

### 第44条

すべての障害者は、カンボジア王国憲法及び適用される選挙法に従い、選挙権又は候補者となる被選挙権を有する。

### 第45条

障害のある候補者に対し、汚名を着せること及び差別は禁じられるものとする。

## 第10章 障害者基金

### 第46条

以下に記載する事項を目的とする公的な行政組織として、障害者基金が設置されるものとする。

1. 障害者を支援し、並びに保健、リハビリテーション、教育、職業訓練及び職業紹介等のサービスを障害者に対して提供する機関及び施設を援助するプログラムの実施に関する資金を提供すること。
2. 特に、以下の者に対する障害者福祉の推進及び充実。
  - 障害のある貧困者及び障害のある退役軍人で、リハビリテーションのサービスを受けていない者。
  - 障害者及び障害のある退役軍人の貧困な家族で、障害者に依存している者。
  - 障害のある貧困者及び障害のある退役軍人で、リハビリテーション・サービ

- スを受けた又は技能を持っているものの雇用機会をまだ得ていない障害者。
- 合理的基準に照らして相当な範囲内の滞在施設のために融資を提供すること及び信用を供与すること。

#### **第 47 条**

障害者基金の組織及び機能は、政令で定める。

#### **第 48 条**

障害者基金の収入源は、王国政府、機関、施設、国内及び国際的団体、篤志家による支援及び寄付並びに本法第 37 条に従って徴収された課徴金である。

### **第 11 章** **国際条約の適用**

#### **第 49 条**

障害者権利の保護及び推進に関する法律に関連したカンボジア王国が当事者である国際条約のすべての規定は、本国内法と一体的に適用されるものとする。

本法と矛盾するあらゆる規定については、国際条約の規定が優先的効力を有する規定として推定されるものとする。

### **第 12 章** **罰則**

#### **第 50 条**

暴力、強制、強迫又は不正な行為を用いて障害者の選挙権の自由な行使又は選挙規定に影響を与えるあらゆる行為は、1 年以上 3 年以下の禁錮及び 2,000,000 リエル以上 6,000,000 リエル以下の罰金に処する。

武器を使用して行われた犯罪は、2 年以上 5 年以下の禁錮及び 4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処する。

#### **第 51 条**

保護の義務を負う者がその者の保護下にある障害者を故意に非人道的に遺棄する行為は、1 年以上 5 年以下の禁錮及び 2,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処する。

#### **第 52 条**

障害者に対する権限を持つ者が障害者に食料又は保護を提供せずにその健康を毀損する行為は、2年以上5年以下の禁錮及び4,000,000リエル以上10,000,000リエル以下の罰金に処する。

### 第53条

ある者の障害を利用してその者の純朴さ又は脆弱さを悪用することにより、又はかかる者ら自身に重大な損傷を引き起こす原因となる行為の実行若しくは不実行をかかる者らに強制することにより故意に利益を得る行為は、1年以上3年以下の禁錮及び2,000,000リエル以上6,000,000リエル以下の罰金に処する。

### 第54条

正当な理由なく本法第37条に準じた障害者基金に対する課徴金の支払いを行わない事業法人は、100,000リエル以上1,000,000リエル以下の過料を負担しなければならない。

正当な理由なく本法第35条の行為を実施しなかった国家機関の担当者に対し、100,000リエル以上1,000,000リエル以下の過料が課されるものとする。

本過料は、社会問題を所管する省の権限に基づくものである。

### 第55条

障害者用の車両登録カード若しくは特別運転免許証の偽造又は本法第25条に規定された権利及び特典を取得するための不正な行為は、2年以上5年以下の禁錮及び4,000,000リエル以上10,000,000リエル以下の罰金に処する。

### 第56条

法的な権利を伴った者が何らかの義務を履行するに当たり、かかる義務の履行がその者による当該義務その他の義務を果たす公的な機能の範囲内である場合に、かかる義務の履行を妨害する違法行為は、1年以上3年以下の禁錮及び2,000,000リエル以上6,000,000リエル以下の罰金に処する。

## 第13章 経過規定

### 第57条

本法効力発生前に建設された公共施設で、アクセシビリティの改良が可能なものは、障害者が利用することが可能となるよう最長5年の期間内に適合させることを義務付けられるものとする。

前項を遵守しない場合、100,000リエルから1,000,000リエルの罰金に処する。

## 第 58 条

本法効力発生前に建設され、本法第 26 条に準じた適合が可能でありながら適合が未完了であるあらゆる公共施設は、最長 5 年の期間内に適合させることを義務付けられるものとする。

前項を遵守しない場合、100,000 リエルから 1,000,000 リエルの罰金に処する。

## 第 59 条

本法第 34 条及び第 35 条に従い、障害者を雇用する省庁、国家機関及び事業法人は、本法の効力発生後 1 年以内に本法の規定を実施しなければならない。

## 第 14 章 最終規定

## 第 60 条

本法に反するあらゆる規定は、無効とする。

プノンペン王宮にて、2009 年 7 月 3 日

署名及び押印

国王 **NORODOM SIHAMONI**